



平成 24 年 9 月 19 日

各 位

東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 16 号

株式会社ジェクシード

(URL <http://www.geeed.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 細井 一雄

(コード番号：3719)

問合せ先 管理本部マネージャー 齋藤 稔

電話番号：03-5456-3051

第三者割当により発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 9 月 19 日開催の取締役会において、第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権付社債の募集の概要

(1) 払 込 期 日	平成 24 年 10 月 4 日
(2) 新株予約権の総数	9 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：金 1 千万円（本社債の金額 100 円につき金 100 円） 各本新株予約権の払込金額：無償
(4) 当該発行による潜在株式数	1,058,600 株
(5) 資金調達の額	金 90,000,000 円
(6) 当初行使価額（又は当初転換価額）	1 株あたり 85 円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三社割当ての方法とし、割当先は以下のとおりとする。 株式会社ニフコ 50,000,000円 株式会社白組 10,000,000円 株式会社未来産業 10,000,000円 吉岡環境開発株式会社 20,000,000円
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社では直近数期におきましてコンサルティング事業として、企業が事業行う上で必要な機能、販売管理、生産管理、在庫管理、物流管理、会計管理、人事管理、給与管理等の基本システムを一元的に管理する基幹業務システム（ERP システム：Enterprise Resource Planning）の構築、またそれらの基幹業務システムを実現化するため、日本オラクル株式会社のアプリケーション・ソフトの JD Edwards の導入業務をメイン事業として実施してまいりました。平成 23 年 2 月には当該事業のコンサルティング領域を更に拡充するために IT コンサルティングを担う連結子会社を設立し、同年 7 月には第三者からの事業譲受けにより同サービス領域の基盤の安定化を実現いたしました。平成 24 年 4 月にはコンサルティング事業を営む主力連結子会社株式会社ジェクシードコンサルティングを吸収合併し、当社は純粋持株会社から事業持株会社となり、コンサルティング事業への回帰を一層強固なものとしております。

現在、当社のコンサルティング事業においては、経済環境の影響やプロジェクトの構造不良により、業績が低迷している状況にあります。前述の組織再編を含む組織の構造改革、収益体質の確立へ向けた事業改革に取り組み、早期の業績回復を目指すとともに、将来の安定的な収益獲得を実現するために現状のサービスのよ

り高いレベルでの維持、新たな提供サービスの開発を必要としております。

こうした事業の構造改革や事業の安定化のため、更には将来的な当社事業全体の伸長を実現するために、現在、以下を企図しております。

a) 当社の強みである ERP 導入コンサルティングの他社優位性をより高めるための人財開発、JD Edwards 及び SAP 教育

b) 製造業、販売業、流通業、サービス業向け基幹システム・テンプレートを、当社独自に開発

c) 国内に導入されていない、新たなコンピュータソフトのリリースとライセンス確保

更に、今回の資金調達を契機として割当先及びその関与先との間で協力関係を築き、将来的に当社によるコンサルティングの提供や相手方からのノウハウの提供等の事業支援等を計画しており、これによる提供サービスの多様化と業績拡大は当社の企業価値向上にも資するものであると考えております。

今回の調達資金を有効に活用し、コンサルティング事業を強固な基盤のもとに推進するとともに収益性の高いビジネスモデルの確立を実現し、当社グループの成長戦略の実現へつなげてまいり所存であります。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

当社グループでは、今回の資金調達に際し、銀行借入、増資、社債等様々な手段による調達を検討いたしてまた。特に今回は、上記「募集の目的及び理由」で記載の様、中長期的な投資であることや、資金調達の時期、確実性、また当社が今後推し進める上での自己資金の充実を勘案した基盤の強化、金利負担等を総合的な観点から検討した結果、当第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行によるものとしたしました。調達の確実性において、第三者割当は公募に比し確実性が高く、新株予約権付社債の権利行使による株式の増加は新規の株式発行による増資よりも一時に発生する株式の希薄化影響が抑えられると考えられます。また、借入に比し、将来的に資本の拡充による財務基盤の強化が期待できる事もあり、当社の現況を踏まえた場合今回の調達方法が最良であると判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
90,000,000	3,000,000	87,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用として 30 万円、株式会社ブルータス・コンサルティングに対する有価証券通知書作成及びフィナンシャルアドバイザーフィーとして 200 万円、株式会社ジンダイに対する割当先に関する調査費用として 30 万円その他登記費用等として 40 万円であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

①人材育成・教育

当社においては、現在多様なベンダーの基幹業務システム（ERP システム：Enterprise Resource Planning）を取り扱っており、その ERP 導入コンサルティングの他社優位性をより高めるため、その中でも中核となる Oracle JD Edwards 及び SAP のコンサルタント人材に対する教育・研修を充実させることが最重要課題であります。当該研修費用等で、約 3,900 万円程度の研修費用が必要であると考えております。

内訳としましては、各ベンダーの教育コースの受講代として、約 120 万円/1 名（Oracle JD Edwards：1,182,090 円/1 名、SAP：1,260,000 円/1 名）及び OJT 代として 30 万円/1 名で、1 名あたりの教育・研修費用を 150 万円と見込んでおり、該当者（予定）26 名に対して実施する予定となりますので、150 万円×26 名で 3,900 万円と見積もっており、2013 年の各四半期毎 6～7 名ずつの教育・研修を実施し、その費用として、約 1,000 万円ずつの費用を見込んでおります。

②業種別テンプレート開発

当社では、現在 GC_Smart オールインワンパッケージ for Accounting という Oracle JD Edwards 向けの会計テンプレートを保有しておりますが、今後各業種ごとに対応可能なテンプレートの開発を行い、より短期間に、

よりローコストでの導入を提案するため、まずは、製造業（生産管理）、流通業（販売、物流管理）向けシステム・テンプレートを当社独自に開発していく計画であり、当該費用として4,200万円程度の開発費用が必要であると考えておりますが、詳細の支出時期については2013年度中に予定しておりますが、詳細は調整中となっております。

内訳と致しましては、流通業向けテンプレート開発として10人月、1,500万円、製造業向けテンプレート開発として15人月、2,250万円、各種テンプレートと統合調整作業として3人月、450万円を見込んでおります。

③新規アライアンス、海外戦略製品開発調査費用

各企業のグローバル化の推進を図るため、国内に導入されていない、画期的な新たなコンピュータソフト等の商材を確保すべく、リサーチとライセンス確保を行うための渡航及びリサーチ費用として、約600万円程度が必要であると考えておりますが、詳細の支出時期については、2013年度中に予定しておりますが、詳細は調整中となっております。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社グループの主力事業はコンサルティング事業であり、当社グループの売上のほぼすべてを同事業が占めております。今回の調達資金を、当社コンサルティング事業の強化、拡大のために使用することは、当社グループ全体の業績拡大につながるものであり、当社の企業価値の向上に資するものであり、合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は本新株予約権の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額、利率等の発行条件を検討する際に当社株式の流動性、株価水準、発行規模、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングに本新株予約権付社債の価値評価を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書（以下、「プルータス報告書」といいます。）を取得しております。プルータス報告書では、本新株予約権付社債について当社株式の株価変動性（ボラティリティ59%）、配当利回り（0%）、満期までの期間（3年）、無リスク利率（0.108%）、売買出来高、発行後の社債権者の保有方針等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

また、本新株予約権の転換価額については、本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成24年9月18日）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における普通取引の終値75円及び本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の前日までの株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における普通取引の終値の3カ月平均である85.83円を参考とし、1株当たり85円に決定いたしました。転換価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の転換価額の本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日終値75円に対する乖離率は13.33%、当該直前営業日までの1か月間の終値平均76.67円に対する乖離率は10.87%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均97.37円に対する乖離率は△12.70%となっております。

本新株予約権の転換価額の算定方法について、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日までの終値の3カ月平均を参考値として採用いたしましたのは、株価は経済環境や市場心理により日々変動するものであり、直近一時点での株価は必ずしも当社株式の価値を公正に反映しているとはいえないと考え、取締役会決議日の前取引日までの3ヶ月間の終値平均が、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

当社は、当社から独立した第三者評価機関による評価結果も勘案し、本新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的、定性的に分析した上、(a)本新株予約権付社債に付された本新株予約権の理論的な公正価値と、(b)本新株予約権付社債に本新株予約権を付した結果として本社債に係る金利減免効果などによって本新株予約権付社債全体の発行に際し、当社が得ることのできる経済的価値とは概ね見合っており、本新

株予約権の払込金額を無償とすることが合理的であり、特に有利な条件による発行ではないものであると判断いたしました。

また、当社監査役3名全員からも本新株予約権付社債の発行の目的及び理由、調達資金の使途、発行金額及び発行数量並びに株式の希薄化に関する第三者による評価報告を踏まえ、同新株予約権の評価額は適切且つ妥当な価額設定であり、割当先に特に有利でないとの取締役会の判断を相当する旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成24年6月30日の当社第2四半期決算期末における当社普通株式の発行済株式総数は9,055,951株(議決権数90,554個)に対して、第三者割当による本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式は1,058,600株(議決権10,586個)であり、発行済株式総数に対し最大で11.69%(総議決権に対する割合11.69%)の希薄化が生じる可能性があります。

しかし、当社は、「2. 募集の目的及び理由」で述べたとおり、今回の資金調達による当社グループの将来的成長は既存の株主の皆様への利益向上につながるものであり、当該希薄化の水準は十分に合理的な範囲であると考えております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

①	商号	株式会社ニフコ		
②	本店所在地	神奈川県横浜市戸塚区舞岡184番地1		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山本 利行		
④	事業内容	エンジニアプラスチック製品製造販売		
⑤	資本金の額	7,290,000,000円		
⑥	設立年月日	昭和42年2月13日		
⑦	発行済株式数	53,754,477株		
⑧	事業年度の末日	3月31日		
⑨	従業員数	5,678名(連結)		
⑩	主要取引先	トヨタ自動車、日産自動車、松下電器		
⑪	主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行		
⑫	大株主及び持株比率	小笠原 敏晶	9.49%	
		タイヨウ ファンド.エル.ピー	5.79%	
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5.52%	
⑬	当社との関係等	資本関係	該当事項無し	
		取引関係	該当事項無し	
		人的関係	該当事項無し	
		関連当事者への該当状況	該当事項無し	
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態			
		平成22年/3月期	平成23年/3月期	平成24年/3月期
	純資産(百万円)	79,067	81,439	81,202
	総資産(百万円)	122,670	127,925	134,886
	1株当たり純資産(円)	1,438.56	1,473.85	1,504.22
	売上高(百万円)	107,505	120,574	122,880
	営業利益(百万円)	8,553	13,106	10,240
	経常利益(百万円)	8,118	12,541	10,059

当期純利益（百万円）	4,468	7,531	6,853
1株当たり当期純利益（円）	83.83	141.05	128.41
1株当たり配当金（円）	30	45	45

① 商号	株式会社白組		
② 本店所在地	東京都渋谷区神宮前5丁目2番18号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 島村 達雄		
④ 事業内容	映像企画制作		
⑤ 資本金の額	445,000,000円		
⑥ 設立年月日	昭和49年8月28日		
⑦ 発行済株式数	336,500株		
⑧ 事業年度の末日	6月30日		
⑨ 従業員数	182名		
⑩ 主要取引先	株式会社ロボット、株式会社カプコン		
⑪ 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行、商工組合中央金庫、東京都民銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	東京中小企業投資育成株式会社	14.9%	
	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	10.7%	
	島村達雄	10.4%	
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項無し	
	取引関係	該当事項無し	
	人的関係	該当事項無し	
	関連当事者への該当状況	該当事項無し	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態			
	平成21年/6月期	平成22年/6月期	平成23年/6月期
純資産（百万円）	657	717	787
総資産（百万円）	2,978	2,737	3,058
1株当たり純資産（円）	1,955.05	2,131.05	2,340.63
売上高（百万円）	2,618	3,130	2,459
営業利益（百万円）	100	100	112
経常利益（百万円）	54	66	71
当期純利益（百万円）	52	59	70
1株当たり当期純利益（円）	155.86	175.99	209.58
1株当たり配当金（円）	-	-	-

① 商号	株式会社未来産業		
② 本店所在地	東京都港区芝浦4丁目5番4号ジャパンタイムズ・ニフコビル14階		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 松川 憲治		
④ 事業内容	不動産管理業		
⑤ 資本金の額	10,000,000円		
⑥ 設立年月日	昭和48年4月13日		
⑦ 発行済株式数	16,000株		
⑧ 事業年度の末日	3月		
⑨ 従業員数	4名		
⑩ 主要取引先	株式会社ニフコ		

⑪ 主要取引銀行	みずほ信託銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	小笠原光隆	60.0%	
	小笠原有輝子	40.0%	
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項無し	
	取引関係	該当事項無し	
	人的関係	該当事項無し	
	関連当事者への該当状況	該当事項無し	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態			
	平成22年/3月期	平成23年/3月期	平成24年/3月期
純資産(百万円)	170.7	184.9	200.2
総資産(百万円)	1,167.6	1,178.2	1,194.8
1株当たり純資産(円)	10,671	11,556	12,510
売上高(百万円)	2.5	2.5	2.5
営業利益(百万円)	△4.7	△4.5	△4.5
経常利益(百万円)	17.0	14.7	16.7
当期純利益(百万円)	33.7	14.1	15.2
1株当たり当期純利益(円)	2,106.0	885.0	953.0
1株当たり配当金(円)	-	-	-

① 商号	吉岡環境開発株式会社		
② 本店所在地	東京都渋谷区代々木4丁目-29番3号		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 吉岡 和利		
④ 事業内容	不動産業		
⑤ 資本金の額	80,000,000円		
⑥ 設立年月日	昭和52年3月15日		
⑦ 発行済株式数	4,000株		
⑧ 事業年度の末日	7月		
⑨ 従業員数	11名		
⑩ 主要取引先	一般顧客		
⑪ 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	吉岡 和利	32.50%	
	吉岡 富喜代	27.00%	
	吉岡 洪	19.25%	
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項無し	
	取引関係	該当事項無し	
	人的関係	該当事項無し	
	関連当事者への該当状況	該当事項無し	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態			
	平成21年/7月期	2年/7月期	平成23年/7月期
純資産(百万円)	1.6	1.6	1.7
総資産(百万円)	6.6	6.9	6.5

1株当たり純資産（円）	406,220	411,809	427,269
売上高（百万円）	3.5	2.6	5.0
営業利益（百万円）	0.1	0.2	0.1
経常利益（百万円）	0.04	0.1	0.06
当期純利益（百万円）	0.03	0.02	0.06
1株当たり当期純利益（円）	8,545	5,588	16,210
1株当たり配当金（円）	-	-	-

(2) 割当先を選定した理由

a. 株式会社ニフコ

株式会社ニフコは、当社経営陣を通じ当社の状況及び業務内容を良く理解頂いていること、また、同社及びその関与先との間において、将来的に当社によるコンサルティングの提供等の可能性も考えられることから、今回の新株予約権付社債の割当予定先として選定致しました。

b. 株式会社白組

株式会社白組は、当社経営陣を通じ当社の経営方針及び当社の資本政策にも理解をいただいた上で、当社の経営方針を尊重する意向を有して頂いていること、また、同社及びその関与先との間において、将来的に当社によるコンサルティングの提供等の可能性も考えられることから、今回の新株予約権付社債の割当予定先として選定致しました。

c. 株式会社未来産業

株式会社未来産業は、当社経営陣を通じ、当社の状況及び業務内容を詳細にご説明した上で、十分に理解を頂いており、また、当社の資本政策に対しても協力的であることから、今回の新株予約権付社債の割当予定先として選定致しました。

d. 吉岡環境開発株式会社

吉岡環境開発株式会社は、当社経営陣を通じ、当社の自己資金の充実及び財務基盤の強化に向けた資本政策について詳細にご説明した上で十分な理解を頂いており、当社の経営方針を尊重する意向を有して頂いていることから、今回の新株予約権付社債の割当予定先として選定致しました。

(3) 割当先の保有方針

本新株予約権付社債の割当予定先による保有方針は、それぞれ以下のとおりです。

なお、本新株予約権付社債の譲渡については、当社の事前承諾なしに第三者への譲渡、貸与、質入れその他の一切の処分ができないものとしております。

a. 株式会社ニフコ

株式会社ニフコは以前より、当社の事業を理解していただいております。事業内容を高い評価していただいているため、本新株予約権付社債の転換は、時期を見ながら中期的に転換をするか判断をするとの方針を伺っており、また転換により取得した株式は、中長期的に保有する方針とも伺っております。

b. 株式会社白組

株式会社白組は、当社の経営の安定及び企業価値の向上を理解していただいております。従いまして、本新株予約権付社債は中長期的に保有し時期をみて転換する方針であることを伺っております。また転換後も中長期的に保有と伺っております。

c. 株式会社未来産業

株式会社未来産業は、当社の事業内容をよく理解していただいております。本新株予約権付社債は中長期的

に保有する方針と伺っております。また市場動向により転換して取得した株式も長期的に保有すると伺っています。

d. 吉岡環境開発株式会社

吉岡環境開発株式会社は、当社の事業内容をよく理解しており、評価もしていただいていることで、株式の転換は、既存株主の株式に対する希薄化の影響を十分考慮したうえで行う方針であること、また転換後も中長期保有の方針であることも確認しております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

a. 株式会社ニフコ

株式会社ニフコにつきましては、直近に発表しております四半報告書において現預金等の流動資産の状況を確認しております。

b. 株式会社白組

当社は、株式会社白組の財務内容を確認し、取引銀行の預金通帳の提示を受け、残高を確認しております。

c. 株式会社未来産業

当社は株式会社未来産業の財務内容を確認し、取引銀行の預金通帳の提示を受け、残高を確認しております。

d. 吉岡環境開発株式会社

当社は吉岡環境開発株式会社の財務内容を確認し、取引銀行の預金通帳の提示を受け、残高を確認しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である株式会社ニフコについては、同社が株式会社東京証券取引所市場第1部に上場しており、同社が提出しているコーポレートガバナンス報告書（最終更新日：平成24年7月4日）において、反社会勢力とは一切関係を持たず、組織的な対応が謳われていることを確認しております。

また、株式会社白組、株式会社未来産業、吉岡環境開発株式会社については、民間調査機関（株式会社ジンダイ）による調査報告書による確認を行い、反社会勢力との関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

よって、当社は、割当予定先及びそのグループ会社並びに役員および従業員が反社会勢力とは関係がないものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成24年6月30日現在）		募集後	
株式会社ティーオーコーポレーション	31.46%	株式会社ティーオーコーポレーション	28.17%
大島 幸子	11.04%	大島 幸子	9.89%
エヌ・エス・アル株式会社	5.01%	株式会社ニフコ	5.82%
井阪 健一	4.83%	エヌ・エス・アル株式会社	4.49%
宮永 義鎮	3.47%	井阪 健一	4.32%
大島 剛生	2.99%	宮永 義鎮	3.11%
大阪証券金融株式会社	1.93%	大島 剛生	2.68%
田原 弘之	1.90%	吉岡環境開発株式会社	2.33%
寺島 順子	1.54%	大阪証券金融株式会社	1.73%

(注) 持ち株比率は自己株式(236株)を控除して計算しております。

募集後の数字については、社債がすべて株式に転換された場合の数字を記載しております。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:千円)

	平成21年12月期	平成22年12月期	平成23年12月期
売上高	1,166,189	1,289,793	1,786,255
営業利益(△損失)	△373,987	△42,324	△75,732
経常利益(△損失)	△375,280	△39,607	△86,195
当期純利益(△損失)	△304,119	9,225	△69,883
1株当たり当期純利益(円)	△33.58	1.02	△7.72
1株当たり配当金(円)	-	-	-
1株当たり純資産(円)	30.65	31.67	23.95

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成24年9月19日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	9,055,951株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	1,058,600株	11.69%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年12期	平成22年12期	平成23年12期
始値	90円	66円	74円
高値	154円	111円	103円
安値	37円	45円	29円
終値	66円	73円	57円

① 最近6か月間の状況

	平成24年3月	平成24年4月	平成24年5月	平成24年6月	平成24年7月	平成24年8月
始値	80円	135円	110円	87円	102円	84円
高値	169円	142円	132円	115円	109円	94円
安値	72円	104円	79円	83円	80円	75円
終値	134円	108円	88円	99円	86円	80円

② 発行決議日(又は前日)における株価

	平成24年9月18日現在
始値	75円

高 値	76 円
安 値	73 円
終 値	75 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません

10. 発行要項
別紙をご参照ください。

以 上

【別紙】

株式会社ジェクシード
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
発行要項

- | | |
|------------------|---|
| 1 社債の名称 | 株式会社ジェクシード第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（当該新株予約権付社債を以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。） |
| 2 社債の総額 | 金 90,000,000 円 |
| 3 各社債の金額 | 金 10,000,000 円の1種 |
| 4 社債券の形式 | 無記名式
本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行するものとし、社債権者は、本新株予約権付社債の社債券の全部又は一部につき、記名式とすることができない。 |
| 5 利率 | 年3% |
| 6 各社債の払込金額 | 額面 100 円につき金 100 円
ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 7 償還価額 | 額面 100 円につき金 100 円 |
| 8 償還期限 | 平成 27 年 10 月 4 日 |
| 9 申込期間 | 平成 24 年 9 月 20 日（木）から平成 24 年 10 月 3 日（水）まで |
| 10 払込期日 | 平成 24 年 10 月 4 日（木）
本新株予約権を割り当てる日は、平成 24 年 10 月 4 日とする。 |
| 11 募集又は割当方法（割当先） | 第三者割当ての方法とし、割当先は以下のとおりとする。
株式会社ニフコ 50,000,000円
株式会社白組 10,000,000円
株式会社未来産業 10,000,000円
吉岡環境開発株式会社 20,000,000円 |
| 12 物上担保・保証の有無 | 本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。 |

13 財務上の特約（担保提供制限）

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。

14 利払日

毎年4月4日及び10月4日

15 償還の方法及び期限

1 償還価額

額面100円につき金100円

2 償還の方法及び期限

(1) 平成27年10月4日（償還期限）にその総額を額面100円につき金100円にて償還する。ただし、本社債の繰上償還については本項第(2)号乃至第(3)号に定めるところによる。

(2) 当社の選択による繰上償還

① 当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をすることを当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。）で決議した場合、当該組織再編成行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

② 当社は、その選択により、本社債権者に対して繰上償還日の2週間前までに事前通知を行ったうえで、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権を同時に無償にて消却するものとする。

(3) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。

3 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社ジェクシード 管理本部

- | | | |
|----|------------------------|--|
| 16 | 本社債に付された本新株予約権の数 | 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計9個の本新株予約権を発行する。 |
| 17 | 本新株予約権の払込金額 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。 |
| 18 | 新株予約権の目的である株式の種類 | 当社普通株式 |
| 19 | 新株予約権の目的である株式の数の算定方法 | <p>本新株予約権の行使請求（第20項に定義する。）により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額（以下に定義する。）で除した数とする。</p> <p>ただし、行使により生じる1株未満の端数は会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。また、本新株予約権の行使により単元未満株式（1単元の株式の数は100株）が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p> <p>なお、「転換価額」とは、第23項第2号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。</p> |
| 20 | 新株予約権を行使することができる期間 | <p>平成24年10月4日から平成27年9月18日までの間（以下、「行使可能期間」という。）いつでも本新株予約権を行使すること（以下、「行使請求」という。）ができる。ただし、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、また②期限の利益の喪失（第34項に定義する。）の場合には、期限の利益の喪失時までとする。</p> <p>上記のいずれの場合も、平成27年9月18日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p> |
| 21 | 新株予約権の行使の条件 | <p>1 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2 各新株予約権の一部行使はできない。</p> |
| 22 | 自己新株予約権の取得の事由及び消却の条件 | <p>該当事項なし。</p> <p>なお、本新株予約権の取得事由は定めない。</p> |
| 23 | 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | <p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、当初85円とする。</p> |

24 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 金 90,000,000 円

25 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、当初 85 円とする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

26 転換価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株あたりの発行・処分価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は当社普通株式の株主（以下、「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換・交換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降又は、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本項第(2)号③又は⑤による転換価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式1株あたりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして本項第(2)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③又は上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、ある月に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本項第(2)号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本項第(2)号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日（ただし、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）

④本項第(2)号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は本項第(2)号の規定のうち、当社証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4)本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)本項により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

27 代用払込みに関する事項

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。

28 本新株予約権の行使後第1回目の配当

行使請求により交付された当社の普通株式の配当については、行使請求が1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときには7月1日に、それぞれ新株の発行がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。

- | | |
|--|--|
| 29 本新株予約権の発行価格を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由 | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込みにより本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込みをなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、発行決議日の前日までの株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の過去3ヶ月の終値平均(85円)を基準とした。 |
| 30 行使請求受付場所 | 株式会社ジェクシード 管理本部 |
| 31 行使請求取次場所 | 該当事項なし |
| 32 社債管理者 | 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。 |
| 33 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。 |
| 34 期限の利益喪失に関する特約 | 当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。
(1) 当社が、いずれかの本社債につき、第13項の規定に違背し、7日以内にその履行をすることができないとき。
(2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
(3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。 |

(4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（新設若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。

(5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定若しくは特別清算開始の命令を受けたとき。

当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

35 本新株予約権付社債券の喪失等

(1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、その記番号及び喪失の事由等を当社に届け出て、且つ、公示催告手続きをし、その無効宣言があった後、確定した除権判決の謄本を添えて請求したときは、当社はこれに対し代り新株予約権付社債を交付することができる。

(2) 本新株予約権付社債券を毀損又は汚染したときは、当該本新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

(3) 代り新株予約権付社債券を交付する場合には、当社はこれに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

36 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

37 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

- 38 費用の負担 以下に定める費用は当社の負担とする。
- (1) 公告に関する費用
- (2) 社債権者集会に関する費用
- 39 新株予約権の行使請求の方法 (1)本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当該本新株予約権付社債券を添えて第 20 項記載の行使可能期間中に第 30 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2)行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- 40 新株予約権の効力発生時期 行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第 30 項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
- 41 譲渡制限 本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
- 42 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、代表取締役会長に一任する。
- 43 上記各項については金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

以 上